

令和 4年度

包括外部監査の結果報告書

(概要版)

防災に関する財務事務の執行

令和 5年 2月

包括外部監査人

公認会計士 大橋 正明

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次

第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象期間	2
5 外部監査の実施期間	2
6 包括外部監査人及び補助者	2
7 利害関係	2
第 2 監査の方法	3
1 主な監査視点	3
2 主な監査手続	3
3 監査の対象	3
第 3 監査の結果（総括）	4
1 監査結果の指摘・意見の数	4
第 4 監査の結果（指摘）	7
1（事業No. 10）自然災害に関する歴史的文献の公開事業	7
2（事業No. 28）防災協力農地登録制度の推進事業	7
3（事業No. 44）動員・参集計画の運用・検証事業	8
4（事業No. 60）消防団の充実強化事業	10
5（事業No. 161）災害時のこころの健康に関する研修事業	10
第 5 監査の結果（主な意見）	13
1（事業No. 8）防災啓発媒体の更新事業	13
2（事業No. 11）要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援事業	14
3（事業No. 14）感震ブレーカーの設置促進事業	17
4（事業No. 73）指定避難所の給排水機能の確保事業	18
5（事業No. 74）指定避難所における良好な生活環境の確保事業	19
6（事業No. 80）応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備事業	20
7（事業No. 106）農業用水路の改良事業	21
8（事業No. 131）港防災センターによる普及啓発事業	23
9（事業No. 167）防災に関する教員研修事業	24
10（事業No. 176）ICTを活用した多様な災害対策の推進事業	24
第 6 監査の結果（その他の意見）	26
1 目標値に関する意見	26
2 周知・啓発に関する意見	26
3 計画に関する意見	27

4	入札事務に関する意見	27
5	研修・講座・訓練に関する意見	28

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「防災に関する財務事務の執行」

3 事件を選定した理由

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の発生、さらに近年では集中豪雨、台風被害等の自然災害が日本各地で発生し、以前よりも深刻な損害を被る機会も多い。それに対応して安全に対する意識は格段に高まっており、防災に対する備えがより一層必要である。

名古屋市においても、平成12年には東海豪雨が甚大な被害をもたらし、また南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、甚大な被害が想定されている。

このような状況を受け、名古屋市においては、これまでに災害に強いまちづくりを推進するため「名古屋市防災条例」を制定し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めた「名古屋市地域防災計画」、災害対策を総合的かつ計画的に推進するため「名古屋市災害対策実施計画」を策定するなど、防災に関する様々な取り組みを進めてきている。その取り組みの中では関係する部局が横断的多数に亘っていることから、防災に関する事務を適切に管理することは非常に重要となる。

また、名古屋市においては住民への「市政世論調査」を毎年行っており、市に特に力を入れて進めてほしい分野に関する質問がある。これによると「災害の防止」は近年継続して相対的に高い順位に位置付けられている。さらに過去の包括外部監査では、防災に関する事業は主テーマとして選定されていない。

以上の点を踏まえ、防災事業に関する財務事務の執行について、その合規性に加え、経済性、効率性、有効性の観点から検討することは、重要性、適時性の点から有用であると考えられる。そして関係する部局も多く、当該事業を対

象として監査を実施することは大きな意義があると判断し、市民の関心も高いと思われることから、監査テーマとして選定した。

4 外部監査の対象期間

原則として令和 3年度。

ただし、必要に応じて令和 2年度以前及び令和 4年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

自：令和 4年 6月 8日 至：令和 5年 2月 1日

6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

大橋 正明 (公認会計士)

(2) 補助者

内田 充幸 (公認会計士)

道家 秀幸 (公認会計士)

片山 真希 (公認会計士)

石黒 由紀 (公認会計士)

吉野 公美 (日本公認会計士協会準会員)

臼井 和樹 (日本公認会計士協会準会員)

小川 颯太 (日本公認会計士協会準会員)

柴山 健太郎 (日本公認会計士協会準会員)

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 監査の方法

1 主な監査視点

- (1) 防災に関する財務事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に執行されているか。
- (2) 防災に関する財務事務は、経済的・効率的・効果的に執行されているか。

2 主な監査手続

- (1) 関連資料の閲覧
- (2) 担当者への質問
- (3) 防災備蓄倉庫などの視察

3 監査の対象

令和 4年度の包括外部監査を実施するにあたり、「名古屋市災害対策実施計画」及び「名古屋市災害対策実施計画（追加版）」の具体的な取り組みとして実施する事業のうち、所管する事業が10以上となる部局※の所管する事業を対象として、監査を実施した。

※防災危機管理局、スポーツ市民局、経済局、健康福祉局、住宅都市局、緑政土木局、教育委員会事務局、消防局、上下水道局

第 3 監査の結果（総括）

1 監査結果の指摘・意見の数

(1) 指摘・意見の数

監査結果の指摘・意見の数は以下のとおりである。

指摘	意見
5	74

(2) 対象部局と指摘・意見の数

監査結果の部局別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

部局	指摘	意見
防災危機管理局	1	22
経済局	0	7
スポーツ市民局	0	3
健康福祉局	1	4
住宅都市局	0	5
緑政土木局	1	7
教育委員会事務局	1	12
消防局	1	7
上下水道局	0	7
合計	5	74

(3) 監査対象事業と指摘・意見の数

監査結果の事業別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

事業 No.	事業名	指摘	意見
1	民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等		2
6	民間施設における雨水流出抑制の促進		1
7	水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成		2
8	防災啓発媒体の更新		2
10	自然災害に関する歴史的文献の公開	1	4
11	要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援		1
12	民間ブロック塀等の撤去等促進		1
14	感震ブレーカーの設置促進		2
17	帰宅困難者対策の推進		1
20	地区防災カルテを活用した防災活動の推進		1
25	市有施設におけるブロック塀等の撤去等		1
26	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定		1
28	防災協力農地登録制度の推進	1	2
29	災害時の情報収集・伝達体制の充実		1
41	非常用電源設備の機能強化		1
44	動員・参集計画の運用・検証	1	
60	消防団の充実強化	1	4
65	救急隊の増隊		2
66	医療救護所等運営体制の充実		1
67	災害救助用物資の備蓄		3
69	緊急物資集配拠点運営体制の充実		1
71	大規模小売業者等との協定締結の推進		3
72	大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の開催		2
73	指定避難所の給排水機能の確保		1
74	指定避難所における良好な生活環境の確保		1
75	指定避難所のトイレ改修		1
80	応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備		1
81	被災建築物応急危険度判定体制の強化		1
102	排水ポンプ施設の改築		1
106	農業用水路の改良		2
111	公園樹の適正管理		1
113	橋りょうの耐震対策		1
116	電線類の地中化		1

122	水道基幹施設の更新及び耐震化		1
123	下水道基幹施設の改築及び耐震化		1
131	港防災センターによる普及啓発		2
132	ライフライン途絶対策に関する周知啓発		1
137	被災者の健康保持のための啓発		1
140	児童・生徒への防災教育		1
142	市民の防災意識を高める講座・事業		1
145	なごや市民総ぐるみ防災訓練		1
146	総合水防訓練		
148	職員を対象とした防災研修・訓練		1
154	災害ボランティアコーディネーター養成講座		1
155	災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練		1
161	災害時のこころの健康に関する研修	1	
167	防災に関する教員研修		1
173	文化財の防災対策		3
174	企業の本社機能等の誘致		2
176	ICTを活用した多様な災害対策の推進		1
181	学校施設の整備		1
185	社会福祉施設等の耐災害性強化対策		1
187	水道基幹施設の耐水化		1
188	下水道基幹施設の耐水化		2
合計		5	74

第 4 監査の結果（指摘）

指摘については以下のとおりである。

1（事業No. 10）自然災害に関する歴史的文献の公開事業

(1) デジタル化の進捗について【指摘】

ア 検出事項

第 1 期に予定していた貴重資料の調査完了割合は所蔵タイトル数に対して 41.3%（1,393/3,367）となっており、6割近くが調査未了となっている。また、貴重資料の中で自然災害に関する記載がある冊数は把握できていない。調査してデジタル化が必要な量を把握してからでないと、デジタル化の予算要求ができないため、予算が確保できるかどうかも調査完了以降でないと分からない。調査は当初の計画どおりには進んでおらず、現状では、デジタル化完了までの目途が立っていない。

イ 指摘

当初の計画どおりに進捗していない状況を踏まえ、課題を整理し、早期にデジタル化完了までの現実的な計画を立案する必要がある。

2（事業No. 28）防災協力農地登録制度の推進事業

(1) 要綱と実態の乖離について【指摘】

ア 検出事項

名古屋市防災協力農地登録制度要綱（以下「要綱」という。）の第 8 条第 1 項において「地震災害が発生した場合において、市長が必要と認めるときは、市長は、防災協力農地を避難空間又は災害復旧資材置場として使用する。」とあり、利用するためには市長の判断が必要である旨が記載されている。しかしながら市長の判断を待ってからの避難では逃げ遅れる可能性があることから、緊急時には市長の判断を待たずに、市民の判断で一時的な避難場所として防災協力農地に逃げ込むことが認められるという運用を想定しており、不整合となっている。

イ 指摘

要綱に記載されている内容と実際に想定している運用との間に乖離が生じている。要綱の記載内容を実態に合うように修正する必要がある。

なお、都市農業課は令和 4年12月20日に要綱の修正を行った。

3 (事業No. 44) 動員・参集計画の運用・検証事業

(1) 職員向け安否確認システムの運用について【指摘】

ア 検出事項

(システム登録者数)

安否確認システムは、職員個人の携帯電話やメールアドレスを使用するため、登録については職員本人の意思に委ねざるを得ず強制はできないが全職員が対象となる。下記表のとおり令和 3年度の名古屋市の予算定員※に対する安否確認システム登録者数の割合が 6割程度にとどまっている。さらに、令和 4年度にシステム変更があり令和 4年 6月 2日の配信テスト時点においてはシステム登録者数が14,918人に減少している。

※予算定員とは、各会計年度予算に計上される人件費の算定基礎となる職員定員のこと。

安否確認システム登録者数

年度	システム登録者数	予算定員	登録者数割合
令和元年度	17,547人	34,677人	50.6%
令和 2年度	20,309人	34,911人	58.2%
令和 3年度	20,828人	33,534人	62.1%
令和 4年度	14,918人	33,637人	44.3%

(出典：名古屋市ホームページ及び防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※システム登録者数は令和元年度～令和 3年度までは 8月末時点、令和 4年度は 6月 2日時点

(配信テスト)

配信テストの結果は下表のとおりである。

安否確認システムエラー率

年度	システム登録者数	配信エラー数	エラー率
令和元年度	17,547人	※	3%
令和2年度	20,309人	※	4%
令和3年度	20,828人	※	3%
令和4年度	14,918人	548人	4%

(出典：名古屋市防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※令和元年度～令和3年度においてはシステム変更前のため配信エラー数の記録がない。

安否確認システム回答率

年度	システム登録者数	回答者数	回答率
令和4年度	14,918人	11,072人	74%

(出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※令和元年度～令和3年度においてはシステム変更前のため回答者数、回答率の記録がない。

イ 指摘

市の予算定員に対する安否確認システムの登録者数の割合は、システム変更前の令和3年度において62.1%にとどまっている。職員の安否及び参集情報を把握することで適切な人員配置を行う等の目的を達成するという観点から、登録者数の割合を高めるよう改善が必要である。

さらに、令和4年度のシステム変更後に登録者割合が44.3%に下落しているため、登録者割合を上昇させる取り組みが必要である。これに関して、市は各局室区の防災担当課に対して通知を行い、注意喚起を促している。しかし、その通知後でも未登録の職員に対しては、職員個人の携帯電話やメールアドレスを使用するため、強制できない点については配慮する必要があるが、再度通知を行う等、より積極的な対応が必要である。

また、配信テストの未回答者や正しい連絡先を登録していない職員に関して、当該組織の所属長に対して通知を行い、その後の対応状況を観察する等、回答率の上昇やエラー率の減少のためのより積極的な対応が必要である。

4 (事業No. 60) 消防団の充実強化事業

(1) 工事入札の手順について【指摘】

ア 検出事項

「入札説明書」では、各業務に参加するための要件として「名古屋市競争入札参加資格審査において競争入札参加資格を有すると認定された者」が規定されている。

しかし、令和 4年度の笠寺学区・太子学区の消防団詰所整備事業の入札（予定価格56百万円）において当該要件を満たしていない事業者が入札した。その他に入札者がいなかったため入札不調となり、その結果、計画に遅れが生じた。

イ 指摘

本案件においては、当該要件の確認が事業者の入札後に行われているため、その他の入札者がいなければ入札不調となる。不調となった場合、計画に遅れが生じる、時期の遅れに伴う原料価格高騰により落札価格が上昇する等の影響が生じる可能性がある。これらは、迅速な消火・救助体制を確立することの障害となりうる。

名古屋市競争入札参加資格の有無に係る要件については、落札候補者決定前に確認することが可能なため、当該要件を満たしているかどうかの事前確認を、入札書等の提出期限後速やかに行う運用とすると必要があると考えられる。

5 (事業No. 161) 災害時のこころの健康に関する研修事業

(1) 研修の受講人数について【指摘】

ア 検出事項

災害時のこころの健康に関する研修として、市は令和元年度より PFA (Psychological First Aid:心理的応急処理) 研修を実施している。直近3年の受講人数は下表のとおりであり、初年度こそ24名の参加があったものの、2年目以降は新型コロナウイルス感染症に伴う業務対応もあったことから、受講人数が大きく減少している。なお、当研修は受講すると PFA 認定を受けることができ、1度認定を受けた精神保健福祉相談員及び保健師については2回目以降の研修に参加する必要はなくなる。

当研修について市は、全精神保健福祉相談員及び保健師の受講が望ましいと考えており、受講対象者は258名いる。そのうち令和3年度末までにおいて受講済みの精神保健福祉相談員及び保健師は39名であり、受講対象者の約15%しか受講していない。

PFA研修の受講人数

年度	定員	受講人数	開催方法等
令和元年度	25名	24名	対面開催
令和2年度	設定なし	9名	オンライン開催
令和3年度	50名	7名	オンライン開催
合計	-	40名	うち3名は複数回受講

(出典：健康福祉局作成資料)

イ 指摘

新型コロナウイルス感染症による対応業務により、研修時間の確保は難しいという状況はあったものの、受講対象者に対する受講者の割合が低い。特定された研修日での受講は難しいものの、例えば開催方法をオンデマンド形式にする等工夫をすれば、対象者が各自視聴可能なタイミングで受講することができ、より多くの保健師等に受講してもらうことが可能であると考えられる。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度についても、定員数及び受講者数が受講対象人数の1割程度となっている点や過去に受講した人は必ずしも受講する必要がない点を鑑みると、事業の

必要性について再検討すべきであり、事業の廃止もしくは他事業との統合について検討する必要があると考えられる。

第 5 監査の結果（主な意見）

意見のうち、主なものは以下のとおりである。

1（事業No. 8）防災啓発媒体の更新事業

(1) 「名古屋市防災アプリ」のインストール数について【意見】

ア 検出事項

「名古屋市防災アプリ」のインストール数は以下の表のとおりである。

「名古屋市防災アプリ」インストール数

（単位：件）

	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	令和 2年 3月31日	令和 3年 3月31日	令和 4年 3月31日
インストール数※1	60,171	70,954	80,837	95,336	104,614

（出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成）

※1 「名古屋市防災アプリ」インストール数は 3月31日時点

これに関して、市は、インストール数の目標値を定めていない。

なお、市民のスマートフォン所有者数を名古屋市の人口×スマートフォンの普及率とした場合、名古屋市民のスマートフォン所有者数に対する「名古屋市防災アプリ」インストール数の割合は下表のとおりである。

「名古屋市防災アプリ」インストール数に対する（名古屋市の人口×スマートフォンの普及率）の割合

	平成30年 4月 1日	平成31年 4月 1日	令和 2年 4月 1日	令和 3年 4月 1日	令和 4年 4月 1日
市人口（人）※2	2,311,132	2,317,646	2,324,877	2,324,757	2,317,985
市人口×普及率 ※3（人）	1,562,325	1,566,728	1,571,616	1,571,535	1,566,957
割合	3.9%	4.5%	5.1%	6.1%	6.7%

（出典：名古屋市ホームページ及び総務省ホームページより監査人作成）

※2 名古屋市の人口は 4月 1日時点

※3 スマートフォンの保有率は令和元年時点の 67.6%（出典：総務省「通信利用動向調査」）

イ 意見

令和 4年 3月31日時点の「名古屋市防災アプリ」のインストール数については、徐々に増加傾向にあるものの、市民のスマートフォン所有者数に対する割合としては約 6.7%にとどまっており、決して高い割合とは言えない。

災害時にアプリのインストールを行うことは混乱も相まって容易ではないと考えられることから、災害時に市民にアプリを活用してもらうためには、事前にダウンロードして操作に慣れておいてもらうことが重要になる。さらに、利用が増えることによって様々な意見が寄せられることも期待できる。そのため、スマートフォンの普及率を考慮してインストール数の目標値の設定を行うなど、当事業を評価していくとともに周知施策を徹底することが望ましい。

2（事業No. 11）要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援事業

(1) 避難確保計画の作成、訓練の実施、訓練実施結果の報告等について【意見】

ア 検出事項

(要配慮者利用施設等の提出状況)

名古屋市における令和 3年度末の対象施設の提出状況は以下の表のとおりである。

名古屋市が平成31年に策定した災害対策実施計画において、地域防災計画（平成30年 6月時点）に位置付けた要配慮者利用施設については、避難確保計画の提出率を令和 5年度末までに 100%の目標値としているが、避難訓練の実施報告については、令和 3年 7月に法改正があったことから、具体的な目標値が定められていなかった。

避難確保計画の提出状況

	対象施設数	提出施設数	割合
水防法関連	3,249 (2,137)	2,389 (1,752)	73.5% (82.0%)
津波防災地域づくりに関する法律関連	1,269	702	55.3%
水防法関連または津波防災地域づくりに関する法律関連	3,312	2,434	73.5%

※（ ）内は、地域防災計画（平成30年 6月時点）に位置付けた施設数及び割合を示す。

(出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成)

避難訓練実施報告の提出状況

	対象施設数	提出施設数	割合
水防法関連	3,249	325	10.0%
津波防災地域づくりに関する法律関連	1,269	236	18.6%
水防法関連または津波防災地域づくりに関する法律関連	3,312	441	13.3%

(出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※令和 3年度時点で提出が必要な避難確保計画、避難訓練実施報告は水防法関連（洪水・土砂災害）と津波防災地域づくりに関する法律（津波）に関するものである。

(浸水防止計画の作成（大規模工場等）)

市において事業の対象となる大規模工場等は30施設ほどある。しかし、令和 3年度時点で、申出のあった大規模工場等はない。

なお、市は令和 3年度に 2施設の大規模工場等に対して、浸水防止計画の作成を促す通知文を出した。

(対象施設の管理方法等について)

現状、Excelファイルに対象施設の情報を記入し管理を行っている。対象施設かどうか、提出済みか未提出か、提出日等の情報が一つの表に一覧となり管理されている。しかし、現状のExcelの管理方法によると未提出の対象施設の把握が漏れる、または時間を要するという懸念がある。

イ 意見

(要配慮者利用施設等の提出状況)

検出事項に記載のとおり、提出義務のある施設のうち避難確保計画を提出している施設の割合が目標とする 100%の提出率に比べて低い。避難確保計画の提出率が上がるように、未提出の対象施設について把握・管理を

充実し、場合によっては未提出の対象施設を訪問するなどの、より積極的な対応が望ましい。

また、避難訓練の実施報告については、具体的な目標値の設定を行うとともに、訓練については毎年度報告する義務があることから、定期的に要配慮者利用施設に周知を行うなど積極的な対応が望ましい。

加えて、避難確保計画の作成、提出がより容易にできるよう対象施設への支援ツールの周知、作成支援の充実をより積極的に行うことが望ましい。

(浸水防止計画の作成（大規模工場等）)

大規模工場等の浸水防止計画の提出については、申出があった場合にのみ努力義務があるとはいえ、そもそも申出を行った大規模工場等が、30施設のうち1件もないのは、防災危機管理の面から懸念すべき事態である。

これに関連して、市は令和3年度に2施設に対して浸水防止計画の作成を促す通知文を出している。しかし、より積極的に大規模工場等に対して通知文を出す等の対応が望ましい。

(対象施設の管理方法等について)

提出の督促をすべき施設を一覧として表示するなど、効率的かつ効果的な管理が行えるよう工夫をすることが望ましい。

3 (事業No. 14) 感震ブレイカーの設置促進事業

(1) 感震ブレイカーの設置促進について【意見】

ア 検出事項

感震ブレイカー助成実績は以下の表のとおりである。

感震ブレーカー助成実績

区分	戸数（戸）			助成金額（円）		
	合計	木造住宅 密集地域	その他の 地域	合計	木造住宅 密集地域	その他の 地域
R1実績	316	58	258	5,954,700	419,700	5,535,000
R2実績	527	66	461	14,211,100	2,514,200	11,696,900
R3実績	479	0	479	12,236,300	0	12,236,300

（出典：防災危機管理局作成資料）

イ 意見

令和 3年度の木造住宅密集地域における助成実績が 0件である。

助成制度を使用せずに感震ブレーカーの設置をしている可能性はあるが、助成制度を積極的に周知し、感震ブレーカーの設置の動機付けとなればより感震ブレーカーの設置が促進される可能性がある。

より感震ブレーカーの助成制度を周知し、設置を促進することが望ましい。

4（事業No.73）指定避難所の給排水機能の確保事業

(1) 優先順位の設定方法について【意見】

ア 検出事項

液状化の可能性が高い地域にある小中学校の改修を優先して進めているため、区ごとに進捗状況の差が生じている。また、対象校である 371校のうち優先校として決定した 146校の中での優先順位の検討過程が文書化されていない。

イ 意見

対象校である 371校すべての改修工事を完了するのに20年超を要するため、事業継続中に震災が発生する可能性がある。改修工事が液状化の可能性が高い地域に偏っていた場合、震災が発生した際に液状化の可能性が高い地域の被害を最小限に留めることができる一方で、改修工事を実施していない地域が甚大な被害を受ける可能性がある。名古屋市全体での震災の被害を最小限に抑えるため、以下の対応策が考えられる。

- 改修工事の優先順位の決定の際に、各地域の少なくとも1校は改修工事の対象となるように考慮する。
- 液状化の可能性が高く特に優先度が高い146校は市立小中学校であり、小学校は名古屋市全16区のうち15区の102校、中学校は14区の44校である。各地域に満遍なく分布している点を考慮して、中学校の改修工事を実施した後に小学校の改修工事に着手する。もしくは小学校の改修工事を実施した後に中学校の改修工事に着手する。

また、仮に同じ学区に位置する学校であっても学校ごとに工事の開始時期が異なる可能性があり、お互いの状況が分かるが故に学校間での不公平感を生む可能性がある。優先順位の決定にあたっては選定過程を文書化し、透明性、客観性を保つことが望ましい。

5 (事業No. 74) 指定避難所における良好な生活環境の確保事業

(1) 充電用コンセントの充実について【意見】

ア 検出事項

避難所資機材として準備している電源タップは、数名分から数十名分にとどまっている。

イ 意見

平成28年の熊本地震を踏まえ、熊本県教育委員会がまとめた「避難所となった学校における施設面の課題等について」によると、備えられていないため困った防災機能の一つに「コンセント差込口の不足」を挙げている。

また、この「コンセント差込口の不足」は、避難者同士によるコンセント差込口の奪い合いなど、トラブルの原因となるケースも報道されている。

特に市が避難所のWi-Fi環境の整備を進めていることから、避難者の携帯情報端末の使用頻度も多くなり、「コンセント差込口の不足」もより深刻な課題になってくるものと考えられる。

もちろん、避難所の Wi-Fi環境の整備は重要な施策ではあるが、それと併せて Wi-Fi利用者の環境も充実させるため、携帯情報端末充電用の電源タップを十分に準備することが望ましい。

なお、むやみな電源タップの乱用は、いわゆるタコ足配線となって火災の恐れがあるため、同時に乱用防止策についても配慮されたい。

6 (事業No. 80) 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備事業

(1) 応急仮設住宅建設候補地台帳の更新について【意見】

ア 検出事項

住宅都市局では、市内で応急仮設住宅の建設が必要となった場合に備え、最大建設可能戸数を予め把握するため、新たな建設候補地について応急仮設住宅建設候補地台帳を更新している。しかし既存の候補地の中には、応急仮設住宅建設候補地台帳登録後に別の目的で利用している区画や用途が変更されている区画もあり、そのような区画は災害発生時のような緊急時に応急仮設住宅の建設ができないことから、既存の候補地についても毎年40箇所程度直接確認することで調査を実施し、応急仮設住宅建設候補地台帳の更新を行っている。

イ 意見

現状応急仮設住宅建設候補地は 220箇所存在するが、いずれも名古屋市所有の土地である。毎年40箇所程度職員が直接確認をするため現地に赴くということであるが、候補地全てを確認するのに 5年間程かかるため、別の目的で利用されている区画や、用途が変更された区画の発見が遅れ、応急仮設住宅建設候補地台帳の更新が最長 5年間なされない可能性がある。

既に応急仮設住宅建設候補地台帳に登録されている土地を使用したり、用途を変更する際は、予め応急仮設住宅建設候補地台帳を管理している住宅都市局担当課に連絡を入れるようにし、担当課職員は連絡があった箇所について現地に赴き確認するような仕組みにした方が効率的ではないかと考える。

応急仮設住宅建設候補地台帳を管理する担当課に応急仮設住宅建設候補地についての情報が集約されるような体制を構築することが望ましい。

また、その情報をデータベース化し、名古屋市所有の土地を使用する、用途を変更する際には、事前に当該土地が応急仮設住宅建設候補地台帳に登録されているか否かが確認できる仕組みを構築することも有益であると考え。

7 (事業No. 106) 農業用水路の改良事業

(1) 東福田土地改良区について【意見】

ア 検出事項

農業用水路の改良については、各土地改良区の要望を基に行っている。令和3年度までの改良実績は下表のとおりであるが、東福田土地改良区については、地域の代表者を選ばず、平成14年3月24日に開催された通常総会を最後に、長期間に渡り休眠状態が続いており、農業用水路の改良が実施できていない。

令和 3年までの水路改良実績 ※圃場整備は除く。愛知県の実施分も含む。

(単位：km)

土地改良区名	区		改良延長
	港	中川	
藤高土地改良区	4.3		4.3
茶屋後土地改良区	7.8		7.8
東福田土地改良区	0.0		0.0
茶屋新田土地改良区	6.4		6.4
協和土地改良区	7.0		7.0
海東土地改良区	3.9	0.0	3.9
西福田土地改良区	1.5	4.0	5.5
小川土地改良区	5.8		5.8
富田町土地改良区		7.2	7.2
名古屋市（都市農業課）	0.7	0.0	0.7
合計	37.4	11.2	48.6

(出典：緑政土木局作成資料)

イ 意見

東福田土地改良区について、このまま休眠状態が続くと、農業用水路の改良が進まず被災時の円滑な内水排除という事業目的が達成できない。そのため、災害があった際に大きな被害が出る恐れもある。

土地改良区への指導・監督を行うのは愛知県であるが、名古屋市も愛知県と連携し、早急に改良が進むように対処することが望ましい。

(2) 改良の優先順位について【意見】

ア 検出事項

改良については、各土地改良区の要望を基に、農業用水路以外の設備も含めて検討が行われ、早期に改良が必要な設備から優先に改良が進められているが、優先順位を決定した際の検討の過程を確認できる資料が残されていない。

イ 意見

優先順位の付け方の客観性を確認できるように検討の過程や判断根拠を文書として残すのが望ましい。

また、土地改良区側の要望を待つだけでなく、名古屋市側からも防災対策という観点から、農業用水路を含む改良対象設備の提案をすることも検討されたい。

8 (事業No. 131) 港防災センターによる普及啓発事業

(1) 出前講座のあり方について【意見】

ア 検出事項

港防災センターでは、防災に関する特別講座やワークショップを開催している。そのうちの一つに、「出前講座」というメニューがあり、申し込みのあった団体まで出向いて防災トークや防災教室などのイベントを行っている。

ここで、「出前講座」は、申し込みのあった団体に対して実施しているものである。出前講座のあり方として、小中学校の児童生徒及び教員向けの「防災教育プログラム」を実施し、ハザードマップについて学ぶ出前授業、防災教育の授業カリキュラムの相談を行うなど、地域のリスクに応じたコンテンツの提供をしている。

また、校長会を通じて、「防災教育プログラム」については市内小中学校での利用を呼び掛けるとともに、地域団体に対しても、災害対策委員向けチラシに施設紹介の記事を載せるなど、出前講座の利用促進に向けた周知を図っているところである。

イ 意見

災害には、震災・水害・土砂災害など様々な種類があり、市内には、その災害の種類ごとに地域ごとのリスクに違いがある。また、その地域の住民が、自分たちの災害リスクを適切に把握しているとは限らない。そのため、防災の専門的な知識を有した立場から、積極的に地域のリスクに応じた防災知識の普及啓発を行うことが望ましい。

この点を考慮すれば、団体からの要望に応じて受動的に出前講座を開催するだけでなく、申し込みの無い団体に対しても、港防災センターが地域のリスクに応じたコンテンツの出前講座の開催を能動的に呼びかけることで、よりリスクに対応できる効果の高い出前講座を開催することができるものと考えられる。

今後は、地域のリスクに応じたコンテンツを、港防災センターから能動的に呼びかけることを検討することが望ましい。

9 (事業No. 167) 防災に関する教員研修事業

(1) 高等学校の初任者研修について【意見】

ア 検出事項

小学校、中学校、特別支援学校では初任者研修の中で防災に関する研修が行われている。災害発生時に教員が取るべき行動や児童・生徒への防災教育、応急手当の方法等を取り扱っており、教員の防災意識を高める内容となっている。一方で、高等学校では初任者研修の中で防災に関する研修が行われていない。

イ 意見

高等学校においても小学校、中学校、特別支援学校と同様に多数の生徒が在籍し、災害発生時には生徒の身を守るための行動が要求される。そのため、高等学校においても初任者研修の中で防災に関する研修を実施し、教員の防災意識を高めることが望ましい。

10 (事業No. 176) ICT を活用した多様な災害対策の推進事業

(1) Wi-Fiルータの同時接続について【意見】

ア 検出事項

市は、小中学校に Wi-Fi環境を整備しているが、Wi-Fiルータの最大同時接続数が避難所の収容人数に対して十分かどうかの検証がされていない。

イ 意見

携帯端末等が通信制限の影響を受けることなく、Wi-Fiルータに同時接続することができる最大同時接続台数には上限がある。また、接続している端末の台数が、Wi-Fiルータの最大同時接続数に近づいていくほど通信速度は低下する傾向があるといわれている。

そのため、小中学校への避難者がWi-Fiルータの最大同時接続数を上回って携帯端末等を利用した場合には、情報収集や安否確認等を円滑に行うことができなくなる恐れがある。

市によると、Wi-Fi環境の整備にあたっては、想定される小中学校の避難者数の平均と過去の災害におけるスマートフォンを利用した情報収集等の比率から、標準のケースとして200人を想定したとのことであるが、現場での検証はされていない。

今後は、訓練などを通じて、想定される小中学校の避難所収容人数に対して、Wi-Fiルータの最大同時接続数が十分かどうかを検証し、実際の災害時にも円滑に機能する体制の整備を行うことが望ましい。

第 6 監査の結果（その他の意見）

その他の意見として、おおむね以下の傾向が見受けられた。

1 目標値に関する意見

- （事業No. 6）民間施設における雨水流出抑制の促進事業
(2) 設定された目標値について【意見】
- （事業No. 28）防災協力農地登録制度の推進事業
(4) 目標値の設定について【意見】
- （事業No. 29）災害時の情報収集・伝達体制の充実事業
(2) SNSの活用について【意見】
- （事業No. 71）大規模小売業者等との協定締結の推進事業
(3) 目標値設定について【意見】
- （事業No. 72）大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の開催事業
(2) 事業計画目標について【意見】
- （事業No. 111）公園樹の適正管理事業
(2) 名古屋市災害対策実施計画における進捗状況の指標について【意見】
- （事業No. 116）電線類の地中化事業
(2) 地中化の進捗状況把握の指標について【意見】
- （事業No. 122）水道基幹施設の更新及び耐震化事業
(2) 目標値の設定方法について【意見】
- （事業No. 131）港防災センターによる普及啓発事業
(2) 目標指数について【意見】
- （事業No. 174）企業の本社機能等の誘致事業
(2) 事業計画目標について【意見】

2 周知・啓発に関する意見

- （事業No. 7）水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成事業
(2) 事業所等へのハザードマップ配布について【意見】
- （事業No. 20）地区防災カルテを活用した防災活動の推進事業

- (2) 地区防災カルテを活用した防災活動の推進について【意見】
- (事業No. 26) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定事業
 - (2) 防災意識及び大規模災害発生時の行動についてのネット・モニターアンケートについて【意見】
- (事業No. 28) 防災協力農地登録制度の推進事業
 - (3) 市民への周知方法について【意見】
- (事業No. 60) 消防団の充実強化事業
 - (2) 消防団員の充足率向上のための取り組みについて【意見】
- (事業No. 71) 大規模小売業者等との協定締結の推進事業
 - (4) 大規模小売業者等の選定について【意見】
- (事業No. 140) 児童・生徒への防災教育事業
 - (2) 「なごやっ子防災ノート」の配布方法について【意見】
- (事業No. 185) 社会福祉施設等の耐災害性強化対策事業
 - (2) 未対応の施設への周知方法について【意見】

3 計画に関する意見

- (事業No. 10) 自然災害に関する歴史的文献の公開事業
 - (3) 自然災害に関する記述を含む資料の早期のデジタル化について【意見】
- (事業No. 102) 排水ポンプ施設の改築事業
 - (2) 排水ポンプの整備計画について【意見】
- (事業No. 113) 橋りょうの耐震対策事業
 - (2) 橋りょうの耐震改築工事の計画見直しの時期について【意見】
- (事業No. 123) 下水道基幹施設の改築及び耐震化事業
 - (2) 水処理センターの耐震化について【意見】
- (事業No. 188) 下水道基幹施設の耐水化事業
 - (3) 耐水化の目標設定について【意見】

4 入札事務に関する意見

- (事業No. 60) 消防団の充実強化事業
 - (5) 入札数が少数であることについて【意見】

- (事業No. 75) 指定避難所のトイレ改修事業
 - (2) 工事入札の不調について【意見】
 - (事業No. 187) 水道基幹施設の耐水化事業
 - (2) 事業者の選定方法について【意見】
- 5 研修・講座・訓練に関する意見
- (事業No. 137) 被災者の健康保持のための啓発事業
 - (2) 研修の受講人数について【意見】
 - (事業No. 148) 職員を対象とした防災研修・訓練事業
 - (2) 防災システム等の訓練参加者について【意見】
 - (事業No. 155) 災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練事業
 - (2) 研修の参加者数について【意見】

以 上